

## 鳥取県司法書士会調停センター 利用料について

○申込手数料：金5,000円 【申込人が負担】

(以下、手数料はすべて消費税込み)

※ 原則として納付された申込手数料は返還しません。ただし、申込みを不受理としたときは全額を返還し、相手方が調停に応じないために調停が終了したときは、納付された申込手数料から実費を差し引いた額を返還します。

○期日手数料（第1回）：金5,000円 【申込人が負担】

※ 第1回の調停期日が開かれなかった場合は、全額を返還します。

○期日手数料（第2回以降）：申込人・相手方各金5,000円

○合意成立手数料：金6,000円

※ ご利用者間に特段の合意がない限りご利用者の均等負担とします。

○費用の免除

ご利用者が民事法律扶助の適用を受けられる条件を満たす方その他費用の全部又は一部を納付することが困難であると認められる方であって、当該ご利用者から利用負担金の免除の申出があるときは、当該申込人が納付すべき費用の一部又は全部の額が免除されることがあります。